

## 過誤調整の手続きについてQ & A

- Q 1 過誤調整の対象となる保険者に係る点検期間について。
- A 1 過誤調整は、事業者の皆さまが自主的に点検を行っていただくことが原則です。自主点検結果の内容を過誤調整が生じる保険者へ報告し、各保険者から点検期間について指示を受けてください。
- Q 2 過誤調整が生じる保険者一覧の提出期日はありますか。
- A 2 特段の提出期日は定めていません。しかし、過誤調整が生じる保険者に係る点検は運営指導後、速やかに行っていただいております。  
事業者の皆さまが過誤調整の生じる保険者に報告する前に「過誤調整が生じる保険者一覧」を横須賀市指導監査課へ提出してください。
- Q 3 「過誤調整が生じる保険者一覧」を提出したのですが、追加で過誤調整が必要な保険者が生じた場合はどのように報告すればよいのでしょうか。
- A 3 追加で過誤調整が必要となった保険者を報告してください。  
追加する保険者のみを記載した「過誤調整が生じる保険者一覧」を提出してください。
- Q 4 保険者と調整した結果、保険者ごとに過誤調整の期間が異なる場合の取扱いはどのようにすればよいのでしょうか。
- A 4 各保険者から指示された過誤調整の期間としてください。  
過誤調整の具体的な調整は、事業者と各保険者で行っていただくこととなります。
- Q 5 保険者に過誤調整の相談を行った結果、過誤調整が不要であると指示された場合の取扱いについてはどのようになりますか。
- A 5 保険者の指示どおり、過誤調整は不要となります。  
「点検結果報告書」に過誤調整が不要となった旨記載してください。
- Q 6 過誤調整の金額が高額となったため、完済までに数年以上かかる場

合、過誤調整経過等について報告した方が良いでしょうか。

A 6 点検結果報告書に過誤調整完了予定日を記載していただいておりますので不要です。ただし、過誤調整完了予定日に変更となった場合には、変更後の予定日を記載した「点検結果報告書」を提出してください。

Q 7 同一事業所で複数のサービスを行っている場合で、それぞれのサービスで過誤調整を指導された場合の報告の方法についてお示してください。

A 7 サービスごとに「点検結果報告書」を作成してください。

Q 8 利用者負担分を利用者家族等に連絡が取れない場合などの理由により返還できない場合はどのようにすればよいのでしょうか。

A 8 返還できなかった利用者名、金額、利用者家族等に返還にかかる連絡を行った日時等を記載して5年間保管しておいてください。

Q 9 過誤調整の金額が変更となった場合の報告について

A 9 指導監査課あてに変更後の金額を記載した「点検結果報告書」を提出してください。

#### 改善結果報告書の提出についてQ & A

Q 1 改善措置をしたことが確認できる資料等の添付は必要でしょうか。

A 1 改善報告書にて改善が確認できるものは不要です。ただし、改善が確認できない場合や、具体的な改善方法の記載がない場合には、提出をお願いすることがあります。

事務担当：横須賀市指導監査課

〒238-8550 横須賀市小川町11番地

TEL046-822-8162 FAX046-827-0566